

保険年金

学生の皆さん「学生納付特例制度」をご利用ください

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられており、学生も20歳で国民年金に加入することになっていきます。

しかし、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生には、在学期間中の保険料の納付を猶予し、社会人になってから保険料を納めることができます。「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度の承認を受けたら、原則4月からその翌年3月までの保険料納付が猶予されます。(平成26年4月から、申請時点の2年1ヵ月前の月分までさかのぼって申請できるようになりましたが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合があるため、すみやかに申請してください。)承認された期間は老齢基礎年金請求

時の受給資格期間の計算に算入されます。また、病いやケガで障害が残ったときや、死亡といった不慮の事態で障害年金や遺族年金を請求するときの納付要件に含まれます。(申請日により含まれない場合もあります。)

学生納付特例が承認された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。卒業後は忘れず追納してください。ただし、追納する場合は、その承認を受けてから3年度目になると当時の保険料に加算金がつきます。

《申請に必要なもの》国民年金手帳・学生証(コピー可) または在学証明書・印かん(認印)・雇用保険受給資格者証など(コピー可) ※審査には相当の日数を必要とします。結果が自宅に届く前に、保険料納付案内書の送付や保険料の督促などがある場合があります。ご理解ください。

問 広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

熊野町手話通訳者派遣について

聴覚・言語機能障害などにより手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者を無料で派遣します。

▽派遣区域：広島県内
▽依頼内容：病院(診察・健康診断) 学校・保育園(入学式・参観・懇談) 会社(面接)・免許センター(運転免許の更新) ※応相談。
甲 広島県手話通訳派遣委員会へ
乙 またはメールにより直接申し込んでください。(※初めて申込みをされる方は、利用要件の確認手続きが必要です) メールでの申請は、①申請者名 ②派遣月日時間 ③場所 ④内容 ⑤待合せ場所を記入。

問 広島県手話通訳派遣委員会(社団法人 広島県ろうあ連盟) ☎252・0309
〒252・0303 アドレス hren@do3.enjoy.ne.jp (福祉課)

軽自動車税の減免について

身体などに障害を有する人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人) または同人と生計を一にする人が同人を介護するために使用する車両や、その構造が専ら障害を有する人の利用に供するための車両は、一定の条件を満たせば、軽自動車税の減免が適用できます。

軽自動車税の減免が適用できます。

※身体障害者手帳等を有する人に係る減免は、障害者1人につき普通自動車を含め1台限りです。
※減免申請される場合は、納税通知書が届いても納付せずにお持ちください。詳しくは、役場税務課へお問い合わせください。
▽申請期限：5月26日(月)
▽申請に必要なもの：
【身体に障害のある人への減免】

- ① 納税通知書
 - ② 身体障害者手帳など
 - ③ 納税義務者の印鑑
 - ④ 自動車検査証
 - ⑤ 運転免許証(対象車両を運転する人のもの)
- 【構造による減免】
- ① 納税通知書
 - ② 構造がわかるもの(カタログ、写真など)
 - ③ 納税義務者の印鑑
 - ④ 自動車検査証
- (税務課)

おしえてー!

熊野町おとしより相談センターにおまかせください (31)

《見守りネットワークについて》

住み慣れた地域で高齢者などが安心して暮らすことができるよう、協力事業者(中国・朝日・読売の各新聞販売所、郵便局、広島ガス東部、ヤクルト販売所)と連携し、日常生活の異変を早期に発見・対応する「地域見守り事業」を行っています。しかし、地域で暮らす上では、隣近所で声をかけあったり、サロンや老人クラブなどに参加し、見守る側、見守られる側になる「お互い様の関係」を築くことも大切です。

今後も、見守る協力事業者を増やしたり、民生委員との連携も含めた、地域のネットワークを強化していきます。



問 熊野町おとしより相談センター ☎820-5615 (福祉課)

子育て支援センターエンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
12日(月)	11:00	とことこエンゼル(1歳~1歳11ヵ月)親子リトミック
13日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
20日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
23日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳以上)
6月3日(火)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
6月4日(水)	10:30	なるほど講座(おむつはずれ)
6月9日(月)	11:00	わくわくキッズ(2歳以上)親子リトミック

●バステルルーム (いずれも11:30に終了)

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
※バステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
13日(火)	10:00	東部地域健康センター(要申込)
15日(木)	9:30	中央ふれあい館
6月10日(火)	10:00	東部地域健康センター(要申込)

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

- ほっとる一む(月~金曜日13:00~15:30)
※第3水曜日のみほっとる一むベビー(11ヵ月までの乳児対象)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
- ファミリーサポート 活動時間の延長について
開始時間を1時間早め、朝6時からとなりました。

活動時間	1時間あたり利用金額
平日(月曜日から金曜日) 6:00~19:00	500円
土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3) 平日の19:00~22:00	600円

※ファミリーサポートとは、会員登録制の子育ての相互援助システム(有償ボランティア)です。
※会員の承諾を得られない場合はお預かりできないことがあります。詳しくはセンターまでご連絡下さい。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)
お父さんにとっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族もOK。室内でも公園でも遊べます。
※いずれの事業も変更する場合があります。
子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503
開設日時(※年末年始、祝日除): 月~金曜日9:30~17:00
第2土曜日9:30~11:30
〈子育て相談(要予約) 月~金曜日 13:00~17:00〉

西部地域健康センターの活動の紹介と参加者募集

事業	実施日	時間	内容
生きがいサロン	月曜日	10:00~12:00 13:00~15:00	*介護予防として体操・ゲームなどをして楽しく活動する場です。 ※要申込 月曜日100円 水・金曜日600円(昼食代含む)
	水曜日・金曜日	10:00~15:00	
一般入浴	月曜日・水曜日・金曜日	11:00~16:00	*どなたでも利用できます。石鹸、タオルなどは持参ください。 入浴料200円(町外の方は400円)
講座 自主グループ活動	フラダンス	第2・第4木曜日	13:00~16:00
	書道	第1・第3木曜日	13:30~15:30
	生け花	第3火曜日	10:00~12:00
	カラオケ	第1・第3水曜日	10:30~12:30
	絵手紙	第2・第3金曜日	10:00~12:00
	太極拳	第2・第4月曜日	12:30~14:30
	手づくり教室	第2火曜日	9:30~11:30
	健康づくり体操	毎週月・木曜日	10:00~12:00
	木目込人形教室	第2・第4金曜日	10:00~12:00
	津田ヨーガ	毎週火曜日	13:30~15:30
琉球エクササイズ	第2・第4金曜日	13:30~14:30	

問 西部地域健康センター ☎820-5501



【お詫びと訂正】
4月号に掲載の保険年金記事(P6)「医療費の窓口負担割合について(70歳から75歳未満)」の一部に誤りがありました。次のとおりお詫びし訂正します。
(誤) 誕生日の翌日
(正) 誕生日の翌月
問 住民課 保険年金G ☎820・5604

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを開設しています。 ☎5月15日(木)14時~16時
函スペースぶなの森(貴船2番20号) ☎無料(飲物、材料などは実費) 函福祉課 ☎820-5605